

○大蔵委員会

内閣提出法律案（一件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院	衆議院	備考
5	関税暫定措置法の一部を改正する法律案	衆	六〇二五	付託 六〇三九 可決 六〇三〇 可決 六〇三三	付託 六〇二七 可決 六〇三六 可決 六〇三六	備考

衆議院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付月日	本院へ提出月日	参議院	衆議院	備考
2	租税特別措置法の一部を改正する法律案	大蔵委員長 (六〇二三)	六〇二三	六〇三三	付託 六〇二三 (予)可決 六〇三三 可決 六〇三四	付託 六〇三三 可決 六〇三三 可決 六〇三三	備考

関税暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第五号）

要旨

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応

し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、関税率の撤廃又は引下げを図る等の所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、諸外国の関心が高い骨なし鶏肉、パーム油、電子式交

換機等六十九品目の関税率を撤廃又は引き下げる。

二、その他かにの調製品、新聞用紙、医療用機器等を含む千七百九十二品目の関税率を原則として二十パーセント引き下げる。

なお、本措置の実施後特定の品目の輸入が急増する等の事情により、国内産業に相当な損害を生ずる場合には、当該品目につき本措置の適用を停止することができることとする。

三、ハイテク製品の関税撤廃交渉推進の一環として、電子式デジタル自動データ処理機械等九品目について、前記二の措置に加えて、我が国とアメリカ合衆国との間の合意に従い、政令で定める日から関税率を撤廃する。

四、本法律は、昭和六十一年一月一日から施行する。

なお、本法律施行に伴う昭和六十年一般会計分の関税減収見込額は、約二百億円である。

委員長報告

ただいま議題となりました関税暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、バナナ、新聞用紙、コンピュータ本体等の関税率の撤廃又は引下げを図る等の措置を講じ、昭和六十一年一月一日から実施しようとするものであります。

委員会におきましては、今回の措置による輸入増効果と海外からの評価の受止め方、円高のもとでの関税引下げの中小企業等国内産業への影響、対外不均衡是正のための内需拡大策のあり方、税関業務の増大、複雑化に伴う税関職員の職務の実態等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より、本案に反対する旨の意見が述べられました。討論を終了し、採決の結果、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、関税率の引下げに当たっては、国内産業への影響に十分考慮すること等三項目の附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

租税特別措置法の一部を改正する法律案（衆第二号）

要旨

本法律案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、在宅の特別障害者対策に資するため、同居の特別障害者に係る特別控除額を十四万円（現行七万円）に引き上げ、昭和六十年分以後の所得税について適用しようとするものである。

なお、本法律施行に伴う昭和六十年分における租税の減収見込額は、約三十億円である。

委員長報告

ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、衆議院大蔵委員長提出に係るものでありまして、さきに関係各党派間で合意を見た政策減税等の処理のうち、いわゆる寝たきり老人減税実施のためのものであります。

その内容は、昭和六十年分以後の所得税について、同居の特別障害者に対する特別控除額を七万円引き上げて十四

万円にしようとするものであり、この引上げは、昭和六十年分の所得税の確定申告から適用するほか、本年の年末調整の際にも適用することとしております。

これにより、同居の特別障害者については、扶養控除額三十三万円、特別障害者控除額三十三万円、同居の特別障害者に対する特別控除額十四万円の合計八十万円の所得控除が認められることとなります。

なお、本法律施行に伴う租税の減収額は、昭和六十年分約三十億円と見込まれております。

委員会におきましては、質疑、討論なく、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。